

高教組HPにもUPしています ※「調査情報28」中の期末勤勉手当の支給率に一部誤りがありました。修正（下の枠外）した数値を記載。

兵高教組 2025年12月9日  
調査情報29号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185  
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

## 12月10日の特別給は賃上げ前の基準2.26月で支給

11月25日交渉で仮妥結した差額は年内支給を求めています

兵庫県は「特別給」(県職員のボーナス)を例年12月10日に支給しています。支給額は11月25日に高教組が県教育委員会と賃金権利確定交渉で仮妥結をした賃金アップ分ではなく、暫定的に25年6月支給とほぼ同額となります。交渉でアップした分は、25年4月に遡って(これを「遡及」といいます)月例給と特別給の差額とが合算されての支給となります。高教組はあらためて年内に支給がされるよう要求をします。

### ◎特別給は「期末手当」と「勤勉手当」との2つ

「期末手当」は、特別給支給日の基準日(12月1日)までの在職期間で算定されます。4月新採用の方も今回は6ヶ月の勤務となりますので満額で支給されます。

	期末手当	勤勉手当		
		良好	優秀	特に優秀
再任用以外	1.25月	1.01月	1.115月	1.30月
会計年度任用職員		1.05月		
再任用	0.7月	0.48月	0.5175月	

(※参考:島根県は教員の再任用の支給月額を26年6月より再任用以外と同月と決定)

「勤勉手当」は、「その者の勤務成績に応じて支給」と条例にあります。高教組はこの考え方に対する反対し続けています。理由はいくつかありますが、たとえば、長時間勤務が「優秀」とみなされるのか、生徒指導で悩んで困っていることは「力不足」なのか等々、評価の基準が曖昧です。また、一率支給であった義務教育等教員特別手当が「担任手当」という形で差額が設けられました。後々、教職員の働き方や職員室での共同が失われないかと、懸念し、今季の交渉でも反対し続けていましたが、押し切られた形です。来年度の交渉で撤回を求めていきます。

高教組は「特別給」全てを「期末手当」として支給することを要求しています。

※「調査情報28」下左欄表中の「一般職員」の「計」の 誤 2.525 正 2.325

### ◎「期末手当」を計算してみよう！

〈計算式〉 各人の給料明細から数字を挿入し計算。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} + \left( \begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{地域手当} \\ \text{支給率} \end{array} \end{array} \right] \times 1.25$$

円 円 円 円

$$\left. \begin{array}{l} \text{自分の給与} \\ \text{表から挿入} \end{array} + \left( \begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額なし)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{職域域} \\ \text{加算率} \end{array} = \end{array} \right. \begin{array}{l} \text{期末手当} \\ \text{↓} \\ \text{※参考に} \end{array}$$

円 円

地域手当は「県行革」で削減されたまま。本来は下記より1.5%高い

9.4% 神戸・尼崎・西宮・芦屋 6.4% 姫路  
伊丹・宝塚・川西・明石 4.4% その他の地域



#### 職域加算率

5% 教育職1級63号給以上・2級55号給以上  
技能労務職87号給以上・行政職4~6給

10% 教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級以上

### ◎「勤勉手当」を計算してみよう！

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} + \left( \begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{職域域} \\ \text{加算率} \end{array} \right] \times 1.01$$

円 円 円 円

(「良好」の場合)

勤勉手当

勤勉手当

※23年度の高教組と県教委との交渉で会計年度任用職員にも「期末手当」に加え「勤勉手当」も支給されるようになりました。

ただし、非常勤講師は1週15時間30分(50分授業で週18.6コマ)未満の方には支給されません。24年の交渉で1コマ=80分となったので、週18コマ担当者が該当します。  
(※参考:時間の下限を設げず支給する自治体もあります。)



大変、ご迷惑をおかけしました。お詫びいたします。